

平成25年度第3回京都市国民健康保険運営協議会質疑応答

- 折坂会長 資料1のP9に産科医療補償制度において120億円の剰余金が生じているとあるが、この制度の掛金も市民の皆様の保険料が財源になっているかと思うのですが、現時点でこの剰余金はどのような状況にあるのか教えてほしい。
- 保険年金課長 剰余金については、今現在は活用されておらず、手つかずのままの状態となっている。国において、今後、この剰余金の活用について検討されていく。今現在の案としては、補償対象の拡大、又は掛金の引下げ等が検討されている。
- 城守委員 医療費は膨れている状況にある中で、医療費を引き下げる取組をされることは当然であると考えている。その中で、国は、データヘルス計画について、全ての健康保険組合に対して作成を求めている、市町村国保についても同様の取組を行うよう求められているところであるが、京都市ではデータヘルス計画の策定や健診データやレセプトデータを活用した具体的な取組を行う予定はありますか。
- 保険年金課長 京都市国保では、他の保険者同様に特定健診を実施している。
そういった健診データを基にして、今後、京都市だけではなく、国保連合会とも連携を図りながら、重症化予防等の取組を検討していきたいと考えている。
- 牧委員 P5の収支状況のイメージについて、後期高齢者支援金の不足額が6億円で、介護分が4億円となっており、それらの不足分について医療分から補填するというイメージになっているが、後期高齢者支援分にある一般会計繰入金を17億円から23億円に、介護分にある一般会計繰入金を6億円から10億円にすれば、一般医療分にある歳入超過が消えるのではないかと。
このイメージだと直感的に、医療分は黒字なんだという感覚を持つ。
- 西窪課長 収支イメージについては、医療分、後期高齢者支援分、介護分をそれぞれ分けて書かせていただいております、それぞれで歳入超過や収入不足が生じていることになるが、被保険者の方に対しては一体として保険料をいただいたり、給付等を行っている。
便宜上、表を分けて書かせていただいているが、あくまで全体として考えていただきたい。
- 管理係長 元々、一般会計からの繰入金については、医療分のみ充当するという考え方だったが、後期高齢者医療制度ができ、この分に係る保険料負担が年々増大する中で、保険料の高騰を防ぐために、一般会計からの繰入金を充当するという措置をとった。介護分についても保険料負担が増大する中で、後期高齢者支援分に係る保険料の際と同様の措置をとったという経過

がある。

説明させていただいたとおり、本市の厳しい財政状況の中でも、一般会計からの財政支援をしっかりと確保させていただいたうえで、原則の考え方に立ち帰って、まずは医療分に充当させていただくこととしている。そうすることによって、後期高齢者支援分、介護分でどの程度の収支過不足が生じているかを明確にし、そのうえで、後期高齢者支援金及び介護分に係る費用について不足が出た際は、医療分で生じた黒字分を限度に財政支援分の一般会計繰入金を充当するという考え方で予算編成を行っている。